

「緊急採用（第一種奨学金／無利息）」・「応急採用（第二種奨学金／利息付）」について

緊急採用・応急採用は、過去1年以内に、学生本人の生計を維持する者の失職・死亡等の事情で家計が急変し、緊急に奨学金が必要になった人を対象に、随時申請を受け付けている奨学金です。ただし、申請の条件が定められていますので、事前にしっかりと確認してください。

< 1. 奨学金の種類 >

注：休学期間を除く在学期間が、最短修業年限を超えている方は、申請できません。

- 緊急採用奨学金（第一種奨学金／無利息）
- 応急採用奨学金（第二種奨学金／利息付）

それぞれの奨学金の詳細は、【冊子】「奨学金を希望する皆さんへ」で確認してください。

< 2. 申請の時期について >

家計急変の事由が生じた時期から1年以内であれば、年間を通じて随時申請できます。

毎月15日（12月は10日）が申請期限となります。各月の期限までの申請が承認された場合、基本的に、その翌月から振込が開始します。各月の期限以降に申請された場合、承認・振込開始は翌々月からとなります。奨学金の振込日は、毎月11日前後です。

※年度末・年度始めのみ、スケジュールが変則となります。

- 年度末の申請の最終期限：2月末 → 振込開始時期：3月末 ※4月の振込はありません。
- 年度始めの最初の申請期限：4月15日 → 振込開始時期：5月中旬

< 3. 貸与始期及び貸与期間 >

貸与始期：過去1年以内の家計急変の事由が生じた月以降で、申請者が希望する月から。

ただし、事情が生じた月が本学入学前となる場合は、入学年の4月以降の貸与となります。

貸与期間：緊急採用（第一種奨学金）はその年度限りだが、毎年書類提出により最短修業年限まで継続可。応急採用（第二種奨学金）は最短修業年限まで貸与可だが、毎年継続手続きが必要。

< 4. 推薦基準 >

- 家計基準：それぞれの奨学金の通常基準を適用します。
- 学力基準：緊急採用奨学金・応急採用奨学金とも、第二種奨学金の基準を適用します。

< 5. 緊急採用・応急採用の申請対象となる事例について >

※家計急変の理由となる以下の事由が過去1年以上前に起きた場合は対象となりません。

また、いずれかの事由に該当する場合でも、家計急変が認められない場合は推薦できません。

(ア) 主たる家計支持者が失職・退職した場合

- ・再就職したにもかかわらず収入が著しく減少している世帯も対象とします。
- ・失職理由にかかわらず（定年や独立開業・転職に伴い自己の意思で退職した場合、独立生計者の就学を理由とする退職を含む）、失職により家計が急変し、その事由が発生した月から12か月を超えない期間内に緊急に奨学金の貸与が必要となった場合であれば対象とします。

(イ) 主たる家計支持者が死亡又は離別（離婚・失踪等）した場合

- ・離婚調停を伴う別居の場合は対象とします。別居のみでは対象としません。
- ・失踪については捜索願を警察に届け出ていることを条件とします。
- ・家計の急変が伴わない場合は、死亡又は離別をしても対象としません。

(ウ) 主たる家計支持者が破産した場合

- ・家計の急変が伴わない場合は、破産しても対象としません。

裏面に続く

(工) 病気、事故、会社倒産、経営不振、その他家計急変の事由により、主たる家計支持者について著しく支出が増大、若しくは収入が減少した場合

- ・病気の場合、医療にかかる費用のみで、入院費用のうち食事・差額ベッド代等は含まれません。また、転勤・出産・葬祭等の一時的な出費や、自治体等からの扶助費・手当等の終了も対象としません。
- ・自営業等の場合、所得金額のマイナスについては0円として扱いますので、赤字の増大については対象としません。
- ・債務の返済、生活費、学費等、支出として認められないものもあります。

(才) 震災、風水害火災その他の災害等の災害により災害救助法・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、主たる家計支持者について支出が著しく増大、若しくは収入が減少した場合

(力) 在学する学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで就学に要する費用が増加した場合

緊急・応急採用の家計急変事由に該当しない事例

※ あくまでも例として掲載します。ここに掲載していない事項がすべて該当するわけではありません。

- (1) 学費の値上げ・兄弟等の就学費用／(2) 公的扶助の終了／(3) 失職「予定」／
- (4) 収入減の「予定」／(5) 家計急変を伴わない破産／(6) 家計支持者でない者の事由（家計支持者とは、父母又はこれに代わって家計を支えている者をいう。）

<6. 緊急採用・応急採用に係る証明書類について>

通常の奨学金申請に必要な書類の他に、5に記載した家計急変事由の状況（時期・事実）を確認するための書類が必要になります。

- ・「家計急変前と急変後の収入等の変化を確認するため、前後それぞれの収入に関する証明書」
- ・「家計急変の理由・時期を確認できる証明書で、できる限り第三者の作成した客観的に事実が確認できるもの」

上記2点は必ず提出してください。本人や保護者からの口頭の申込のみでは、申請できません。

以下は家計急変の状況確認のための証明書の例示です。

- 失職：解雇通知、退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等（離職年月日と失業の事実が確認できるもの）。
- 破産：破産手続開始決定の通知書等（民事再生法等の法的申し立てを行っていることが確認できるもの）。
- 事故・病気：診断書、治療計画書、医療費の領収書等（事故・病気による就業困難や治療費による支出増大が確認できるもの）。

<6. 奨学金手続に関するスケジュール>

奨学金の申請書類と一緒に配布する「申込手続について」を参照してください。

<7. 奨学係の連絡先>

電話番号：050-5525-2069 または 050-5525-2070

E-mail：syogaku@ml.geidai.ac.jp

以上